

# 葛飾区ＳＤＧｓ宣言事業に関するよくある質問

## 【宣言事業全般について】

Q 1 : S D G s 宣言を行うとどんなメリットがあるのですか。

A 1 : 以下4つのようなメリットがあります。

### (1) 多様性に富んだ人材確保

S D G s の取組をアピールすることにより企業イメージが向上し、より多様性に富んだ人材確保につながり、企業にとってプラスの効果をもたらします。

### (2) 社会貢献・信頼獲得

社会の課題に対応することになり、経営リスクの回避とともに社会への貢献や地域での信頼獲得につながります。

### (3) 持続可能な経営戦略

今後はS D G sへの対応がビジネスにおける取引条件になる可能性が高く、持続可能な経営を行う戦略として活用できます。

### (4) 新たな事業機会の創出

取組をきっかけに、地域との連携、新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出など、イノベーションやパートナーシップを生むことにつながります。

## 【対象について】

Q 2 : どういった団体が宣言対象となりますか。

A 2 : 以下のすべてを満たす事業者等が対象です。

- ・区内に所在する本店、支店、営業所、商店等の法人、個人事業主、及びこれらで構成する団体
- ・暴力団、暴力団員及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと
- ・S D G s の推進に関する取組を現に実施している又は実施する予定がある

Q 3 : 本店が区外になり、支店（営業所）が区内の場合は、支店（営業所）が対象となりますか。

A 3 : 会社全体としてS D G sに取り組んでいる場合は、区内に所在する事業者等が対象となるので、区内の支店（営業所）が対象となります。そのため、申請書の住所等は該当する支店（営業所）の住所等「例：株式会社〇〇〇葛飾支店」をご記入ください。

Q 4 : S D G s にこれから取り組もうと考えているのですが、申請はできますか。

A 4 : 申請時点で具体的な取組を実施している必要はありません。宣言書にこれから取り

組む内容を記入してください。S D G sは、必ず新しい取組を行う必要があるというものではなく、これまでに取り組んでいるもので、S D G sの達成に寄与する取組であれば、S D G sの達成に向けた取組として位置づけることができます。

Q 5 : 個人的にS D G sに取り組んでいますが、申請できないのですか。

A 5 : 本事業は、区内事業者等を通じて、本区におけるS D G s達成に向けた取組の普及や拡大を目的としており、個人の取組は大変重要ではありますが、対象としておりません。

#### 【申請について】

Q 6 : 宣言証が届くまでどのくらいの時間がかかりますか。

A 6 : 宣言書を提出していただいてから目安は、2～3週間程度を予定しています。ただし、記載内容の確認や不備があった場合、それ以上の期間となる場合がありますのでご了承ください。

また、宣言証は郵送にて送付し、併せてメールでもデータを送付いたします。

Q 7 : インターネット環境が整っていない場合はどうしたらよいですか。

A 7 : 郵送、持参またはファクスでも受付をしています。宣言書は、

「テクノプラザかつしか（葛飾区青戸7-2-1）」の受付でも配布しています。また、宣言書の「ホームページURL」欄は未記入で構いません。

宣言書の提出先は、「テクノプラザかつしか（葛飾区青戸7-2-1）2階商工振興課」です。

#### 【S D G sの取組について】

Q 8 : 取組内容をどう書いてよいかわかりません。

A 8 : チェックリストを参考に記入してください。

チェックリストに記載されている内容に限らず、本事業に関わる取組であればご自由に記入していただいて構いません。

Q 9 : S D G sの取組内容について審査はありますか。

A 9 : それぞれの事業者等が、S D G sのゴール達成につながると考えて取組を行っていることを、区として良し悪しを決めるようなことはいたしません。貴社ができることから始めていただいて構いません。

Q 10 : S D G sに関する取組は無償（ボランティア等）でなければいけませんか。

A 10 : 有償活動でも構いません。また、事業活動を行う上で、再生可能エネルギーを活用する、環境にやさしい製品を販売するなど、営利活動とS D G sを両立することもあると考えています。

## 【SDGs宣言証について】

Q11：SDGs宣言証を複数枚もらうことはできますか。

A11：SDGs宣言証の交付は、1事業者につき1枚です。

Q12：SDGs宣言証の再発行はできますか。

A12：再発行はできません。紛失した場合は、宣言証のデータを使用し、ご自身で印刷してください。

Q13：宣言証の内容に誤りがありましたら、どうすればよいですか。

A13：記載内容に誤りがある場合は、すでに発行している証書と差し替えていただきますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

## 【SDGs全般について】

Q14：SDGsとは何ですか？

A14：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2030年を達成年限とする、持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、現在、多くの国や企業、団体が積極的に取り組んでいます。

※SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称のこと。

### 【内閣府】持続可能な開発目標（SDGs）推進本部（外部リンク）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/index.html>

### 【外務省】JAPAN SDGS Action Platform（外部リンク）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

Q15：SDGsのロゴ等を名刺や商品、チラシに入れたいが、許可等が必要になりますか。

A15：商業用途及び資金調達目的での使用は、国際連合（国連）の許可が必要です。SDGsのロゴ等は、国際連合（国連）が作成しており、使用に関する許諾申請や問い合わせは、国連本部が一括して対応しています。

商業用途及び資金調達目的でのSDGsのロゴ等の使用については、「国際連合広報センター」のホームページに掲載されているガイドラインに沿った使用・対応をお願いいたします。

また、ロゴ等のダウンロードは「国際連合広報センター」のホームページから可能です。

SDGsのロゴ等を使用しない場合は、許可等は必要ありません。詳細は以下「国際連合広報センター」のホームページをご参照ください。

**【国際連合広報センター】**

S D G s のポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

Q 1 6 : S D G s の実現に向けた葛飾区の取組を教えてください。

A 1 6 : 葛飾区では、S D G s の実現に向けて、積極的に取り組んでいます。詳しくは、以下のホームページをご参照ください。

**【葛飾区】S D G s の実現に向けて（内部リンク）**

<https://www.city.katsushika.lg.jp/1024532/index.html>

**問い合わせ先**

葛飾区産業観光部S D G s 宣言事業プロジェクトチーム

テクノプラザかつしか2階商工振興課

03-3838-5587、3838-5559